公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

（令和3年1月26日 日本広告業協会説明資料）

令和元年独占禁止法改正により導入された新制度について

公正取引委員会
経済取引局総務課
企画室長　山本　大輔

１．独占禁止法とは

独占禁止法とは

◆独占禁止法の目的

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

第1条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

◆独占禁止法の4つの柱

私的独占
支配型・排除型

不当な取引制限
カルテル・談合など

不公正な取引方法

競争を実質的に制限することとなる
企業結合

独占禁止法とは

◆主な違反行為の類型

独占・寡占

市場を独占しようとする行為を禁止しています。

少数の事業者だけで、ある市場を独占、寡占している状態になると、競争が有効に機能しにくくなります。独占禁止法は、不当な手段によって市場を独占したり、独占の状態を維持しようとする行為に対して、様々な規制を行っています。

私的独占の禁止

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとすることも「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。

カルテル・入札談合

事業者が共同して、競争を制限することを禁止しています。

複数の事業者がお互いの利益を守るため、商品の価格や数量について契約、協定を行い、市場での競争を自主的に制限するケースが多く見られます。独占禁止法は、カルテルや入札談合など、人為的に行われる競争制限行為を全面的に禁止しています。

不当な取引制限の禁止

●カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして禁止されます。カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国で厳しく規制されています。

●入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

不公正な取引方法

公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。

市場の活性化のためには、事業者が互いに競争相手より良質・廉価な商品を提供しようと公正な競争を行うことが大切です。このため、独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為を“不公正な取引方法”として禁止しています。“不公正な取引方法”には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。また、公正取引委員会の指定には、全ての業種に適用される<一般指定>と特定の業種（大規模小売業、物流業、新聞業）にのみ適用される<特殊指定>があります。

不公正な取引方法の一例（優越的地位の濫用）

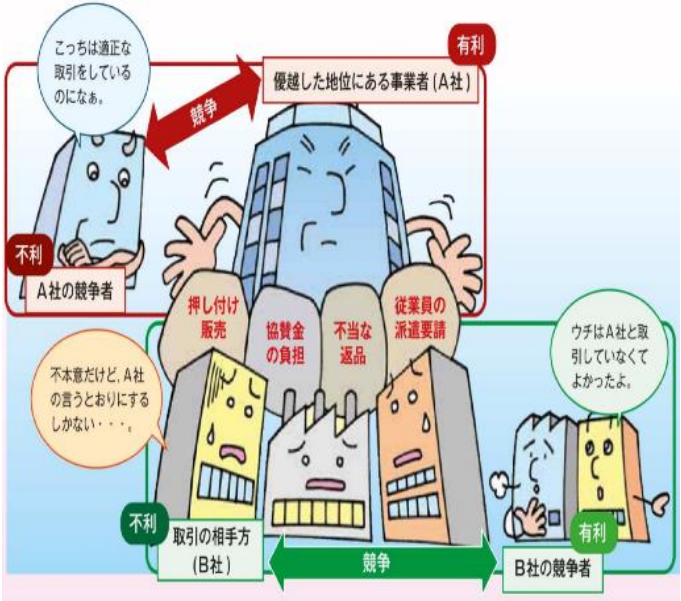

独占禁止法とは

◆独占禁止法に違反すると･･･

- **公正取引委員会による行政処分**
  - 排除措置命令
  - 課徴金納付命令
- **刑事罰**
  - 公正取引委員会から検事総長に対して刑事告発
  - 実行行為者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金，法人は5億円以下の罰金
- **民事訴訟（私人による民事的救済）**
  - 差止請求訴訟（不公正な取引方法）
  - 損害賠償請求訴訟

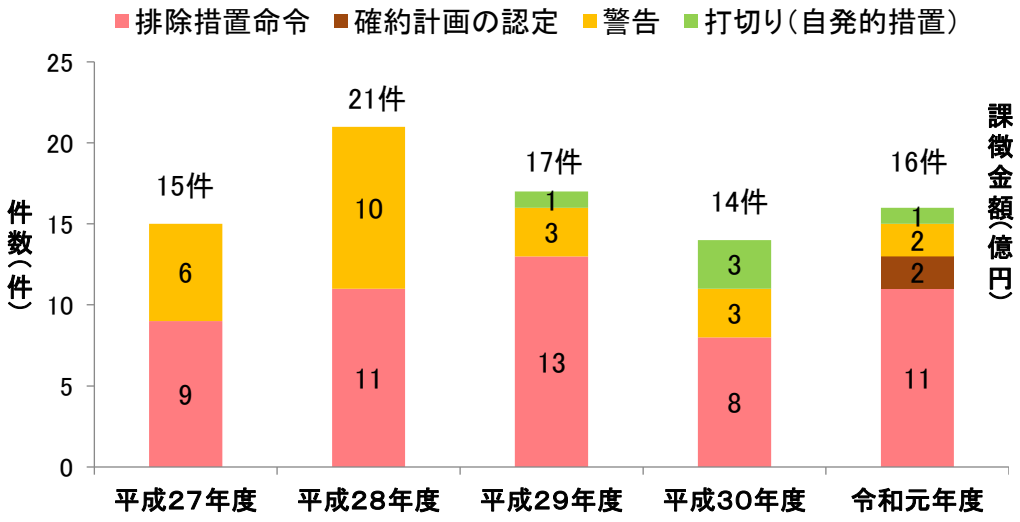

排除措置命令等の推移

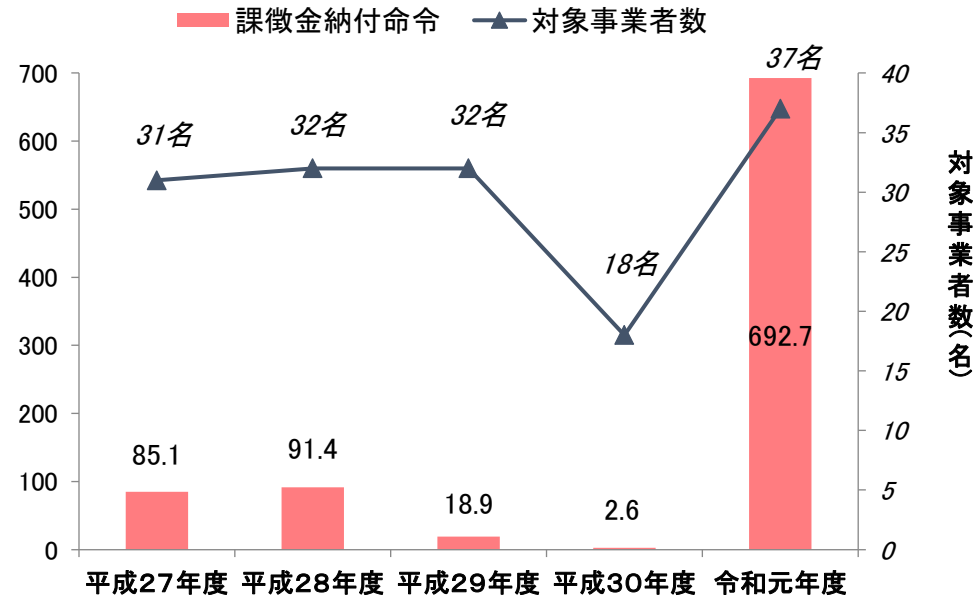

課徴金納付命令の推移

最近の事例

アマゾンジャパン合同会社に対する件（令和2年9月10日確約計画の認定）

アマゾンジャパン（小売部門に設置されたホーム事業部等）

優越的地位の濫用の疑い

取引上の地位が劣位にある納入業者

減額

● 在庫補償契約（注１）を締結することにより，当該契約で定めた額を，納入業者に支払うべき代金の額から減じている。

金銭提供

● 納入業者から仕入れた商品の販売においてアマゾンジャパンの目標とする利益を得られないことを理由に，金銭を提供させている。
● 本件共同マーケティングプログラム契約（注２）に基づき提供すべきサービスの全部又は一部の提供を行うことなく，サービスの対価に係る金銭を提供させている。
● アマゾンジャパンのシステムへの投資に対する協賛金等の名目で，金銭を提供させている。

返品

● 過剰な在庫であるとアマゾンジャパンが判断した商品について，返品している。

（注１） アマゾンジャパンが納入業者から仕入れている商品の仕入価格が引き下げられた際に締結される契約で，当該商品のアマゾンジャパンにおける在庫数量に仕入価格の変更前後の差額を乗じるなどして算出された額を，当該納入業者がアマゾンジャパンに支払うことを内容とするもの。
（注２） アマゾンジャパンと納入業者との間で締結される当該名称の契約のうち，アマゾンジャパンが，Amazon.co.jp上の特定の箇所に当該納入業者から仕入れた商品に係る情報を掲載するサービスを提供し，当該納入業者は，その利用に係る対価として毎月アマゾンジャパンに金銭を支払うことを内容とするもの。

通知（公正取引委員会）

確約計画の概要

① 違反被疑行為を取りやめること

② 違反被疑行為を取りやめる旨等，業務執行の決定機関による決定

③ 納入業者への通知・従業員への周知徹底

④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと

⑤ コンプライアンス体制の整備

⑥ 納入業者への返金等（金銭的価値の回復）

⑦ 上記①～⑥の履行状況の報告

申請（アマゾンジャパン）

公正取引委員会の認定（措置内容の十分性・措置実施の確実性の要件を満たす）

２．新制度の全体像

課徴金制度のこれまでの改正

（1977） 昭和52年改正（課徴金制度導入）

（S52.6公布・S52.12施行）

対象

対象行為

不当な取引制限
・対価に係るもの
・対価に影響があるもの

算定率

業種別算定率

	算定率
製造業	2%
卸売業	0.5%
小売業	1%
上記以外	1.5%

（注）算定率は，法人企業統計の経常利益率を基に設定。

加減算

その他

裾切り額：20万円未満

除斥期間：3年

（1991） 平成3年改正

（H3.4公布・H3.7施行）

算定率

算定率の引上げ

中小企業軽減算定率の導入

	原則	中小企業
製造業等	6%	3%
卸売業	1%	1%
小売業	2%	1%

（注）算定率は，法人企業統計の営業利益率を基に設定。

その他

裾切り額の引上げ：50万円未満

課徴金対象期間の限定：3年以内

（2005） 平成17年改正

（H17.4公布・H18.1施行）

対象

対象行為の拡大

＋ 支配型私的独占
購入カルテル

算定率

算定率の引上げ

	原則	中小企業（注2）
製造業等	10%	4%
卸売業	2%	1%
小売業	3%	1.2%

（注1）算定率は，過去の違反事件による不当利得の推計値を基に設定。
（注2）支配型私的独占には適用されない。

加減算

繰返し違反行為：5割増し

早期離脱：2割減

課徴金減免制度の導入
・最大3社まで課徴金を減免

その他

裾切り額の引上げ：100万円未満

（2009） 平成21年改正

（H21.6公布・H22.1施行）

対象

対象行為の拡大

＋ 排除型私的独占
共同の取引拒絶
不当廉売・差別対価
再販売価格の拘束
優越的地位の濫用

算定率

		製造業等	卸売業	小売業
不当な取引制限（注）		10%（4%）	2%（1%）	3%（1.2%）
私的独占	支配型	10%	2%	3%
	排除型	6%	1%	2%
不公正な取引方法	不当廉売等の4類型	3%	1%	2%
	優越的地位の濫用	1%		

（注）括弧内の数字は中小企業に対するもの。

加減算

主導的事業者：5割増し

課徴金減免制度の拡充
・適用事業者数の拡大→最大5社
・同一企業グループによる共同申請

その他

除斥期間の延長：5年

令和元年改正に至る経緯

課題

従来の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため，

- ◘事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
- ◘違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの方針

- 公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し，事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに，複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう，独占禁止法を改正する。

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が，対立した関係ではなく，同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
- 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上

⇒ 公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進

令和元年6月19日　**改正独占禁止法成立**（令和元年法律第45号・令和元年6月26日公布）
令和元年7月26日，令和2年1月1日，同年12月25日の三段階で施行

併せて，新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組として，判別手続を整備

令和元年改正の主な改正内容等

主な改正内容

□課徴金の算定方法の見直し

- ✓ 算定期間を延長，一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎の推計規定を整備
- ✓ 密接関連業務の対価や談合金等を算定基礎に追加
- ✓ 軽減算定率・割増算定率の見直し

□調査協力減算制度の導入等

- ✓ 申請順位に応じた減免率に，事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- ✓ 申請者数の上限を撤廃（全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会あり）
- ✓ 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

□その他の改正

- ✓ 排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間の延長
- ✓ 課徴金の延滞金利率の引下げ，検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ，犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備　等

新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

□ 判別手続

- ✓ 一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を審査官がその内容に接することなく還付する手続（判別手続）を整備

□供述聴取後のメモ作成

- ✓ 課徴金減免申請者の従業員等は，供述聴取終了後その場でメモを作成することができる

３．課徴金制度の見直し

改正前後の課徴金制度の比較（不当な取引制限）

改正前

課徴金の額 ＝ 算定基礎：対象商品・役務の売上額（※）（実行期間：最長3年間） × 算定率：基本10% － 減免額：課徴金減免制度による減免（減免率は申請順位のみで決定）

※購入カルテルの場合は購入額

・軽減算定率（業種別・中小企業）
・割増算定率　あり

課徴金納付命令の除斥期間：5年

改正後

課徴金の額 ＝ 算定基礎1：対象商品・役務の売上額（※）＋ 密接関連業務の対価（実行期間：始期を調査開始日から最長10年前まで遡及して計算）（※） × 算定率：基本10% ＋ 算定基礎2：財産上の利益（談合金等） － 減免額：課徴金減免制度による減免

※購入カルテルの場合は購入額

※算定期間の始期は，違反事業者が立入検査等の処分を最初に受けた日の10年前の日まで遡ることができるため，立入検査等の処分日以後も違反行為を行っていた場合は算定期間が10年を超えることがある。

・割増算定率
・中小企業算定率　あり

調査協力減算制度による減算率の付加あり

課徴金納付命令の除斥期間：7年

算定期間の延長と推計規定の整備

改正前

〇実行期間：最長3年（「実行としての事業活動」の終了日から最長3年前まで遡及）

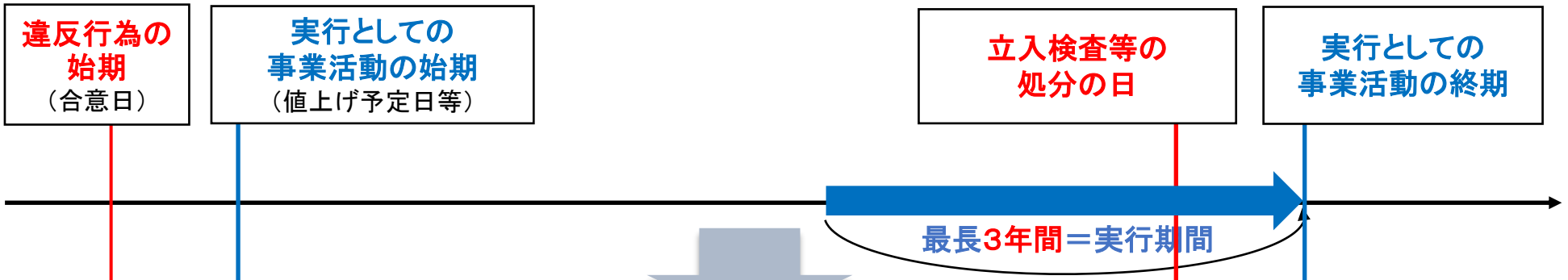

改正後

〇実行期間：始期を調査開始日から最長10年前まで遡及して計算

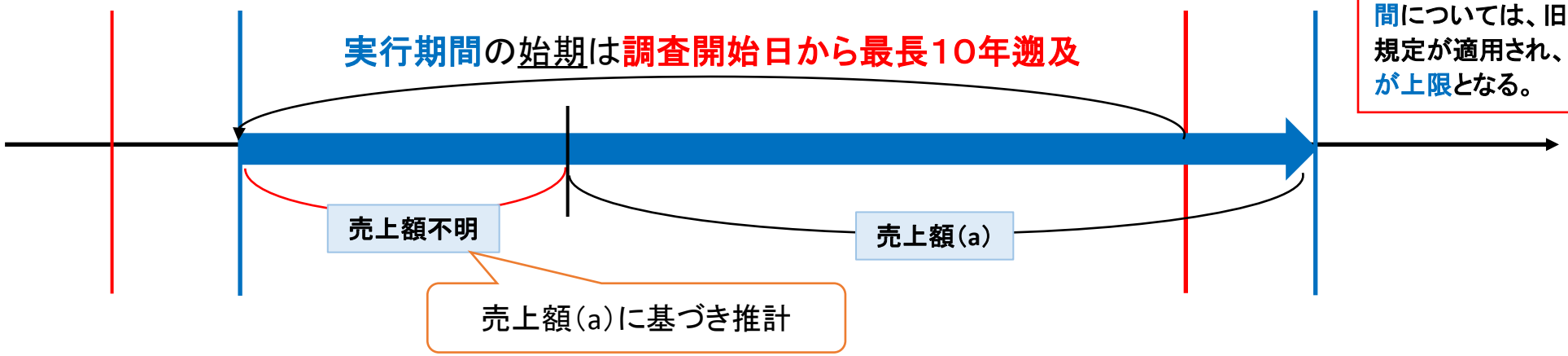

違反行為が改正法の施行日をまたがる場合
改正法の施行日前の期間については、旧法の規定が適用され、3年間が上限となる。

※ 事業者が課徴金の計算の基礎となるべき事実の報告等を行わないために売上額が不明な期間が生じる場合

- 違反事業者の実行期間（把握できた期間）における売上額の日割平均額に推計対象期間（把握できない期間の日数）を乗じる方法で把握できない期間の売上額を推計

算定基礎の追加①（グループ企業（完全子会社等）の売上額等）

➢ 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業（完全子会社等）の売上額（購入額）を算定基礎に算入

＜供給カルテルの場合のイメージ＞

※x1～x4 は対象商品の販売会社

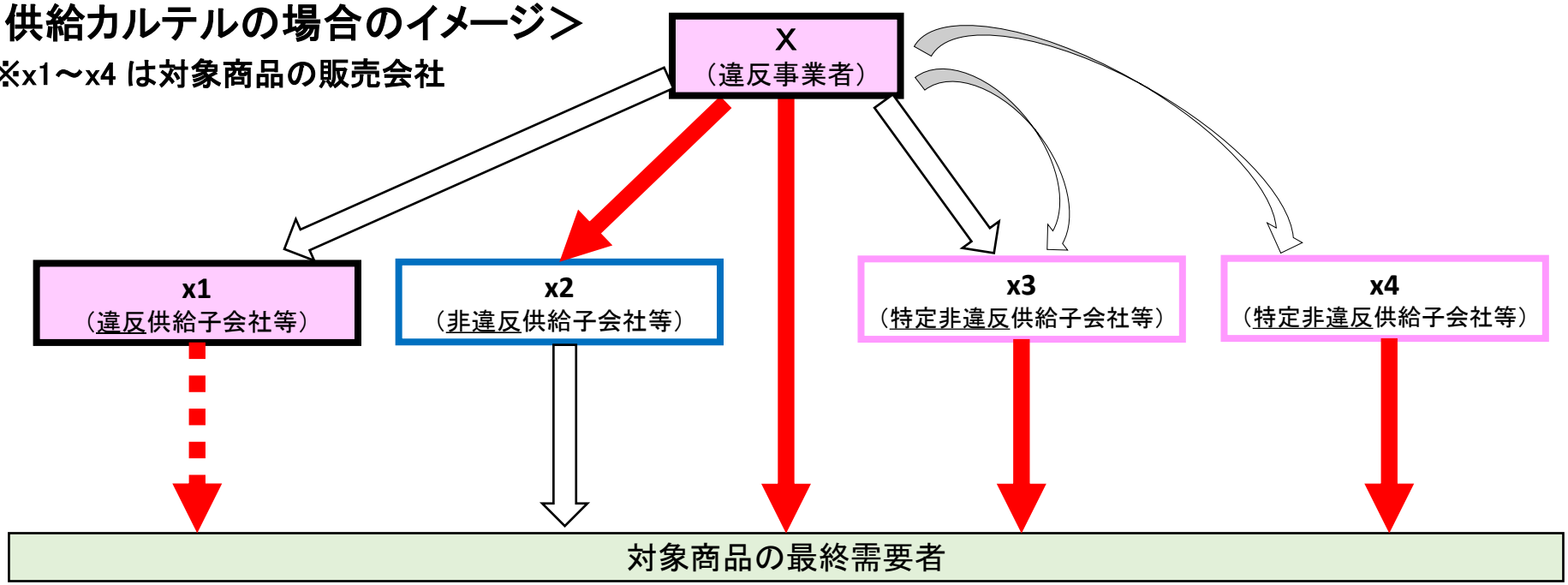

（注1）➡ ：違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引　（注2）⇢▶：違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

（注3）⇨ ：課徴金の算定基礎とならない取引　（注4）↷ ：対象商品の供給に係る指示又は情報

（注）「違反事業者」

⇒ 違反行為をした事業者

「特定非違反供給子会社等」

⇒ 違反事業者の完全子会社等であって対象商品（役務）を供給しているもので，自らは違反行為をしていないが，当該違反事業者から指示を受け，又は情報を得た上で，当該指示又は情報に基づき対象商品（役務）を供給したもの

算定基礎の追加②（密接関連業務の対価）

➢ 密接関連業務の対価を算定基礎に算入

（対象）商品又は役務の全部又は一部の製造，販売，管理その他の当該商品・役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて，当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。・・・）が行ったものの対価の額に相当する額

〇不当な取引制限（入札談合・カルテル）

・密接関連業務：違反行為の対象となった商品又は役務を供給しないことを条件として行う，当該違反行為に係る商品又は役務の供給に必要な業務（製造，販売，加工等）

例

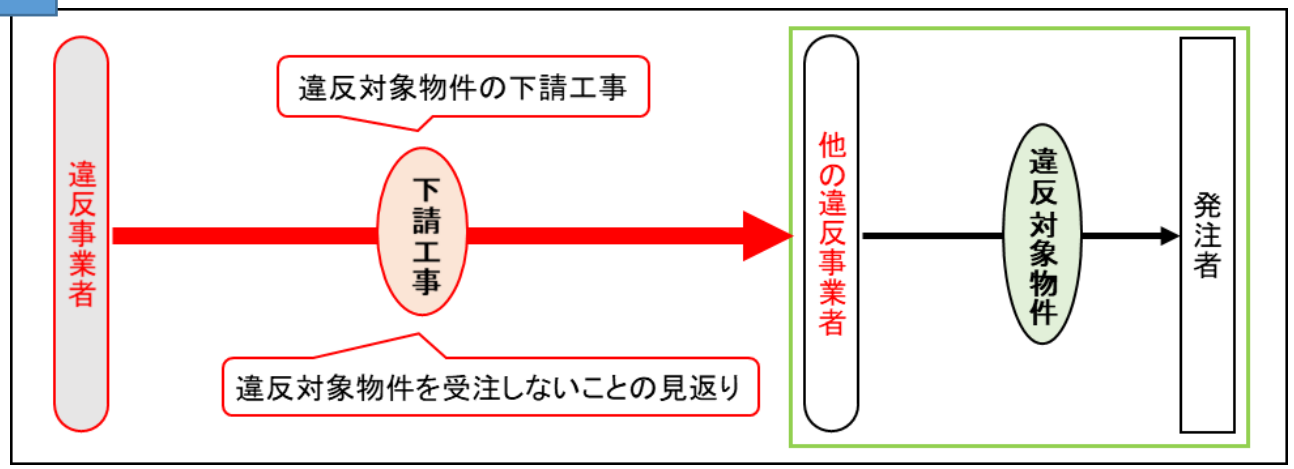

違反事業者が，他の違反事業者に違反対象物件の受注を譲ることの見返りとして，当該物件の下請工事を行う業務

〇支配型私的独占

・密接関連業務：違反行為の対象となった商品又は役務を受ける者（需要者）に対して行う，その供給を受けるために必要な情報の提供，事務の管理等の業務

例　施設工事の入札における受注予定者の決定，入札価格の決定等を行っていた事業者が，発注者から委託を受けていた当該工事に係る施主代行業務（入札執行の補助等）

算定基礎の追加③（談合金等）

➢ 談合金等を算定基礎に算入

（対象）商品又は役務を他の者・・・に供給しないこと又は他の者から・・・供給を受けないことに関し，手数料，報酬その他名目のいかんを問わず当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額

〈数量カルテルの場合のイメージ〉

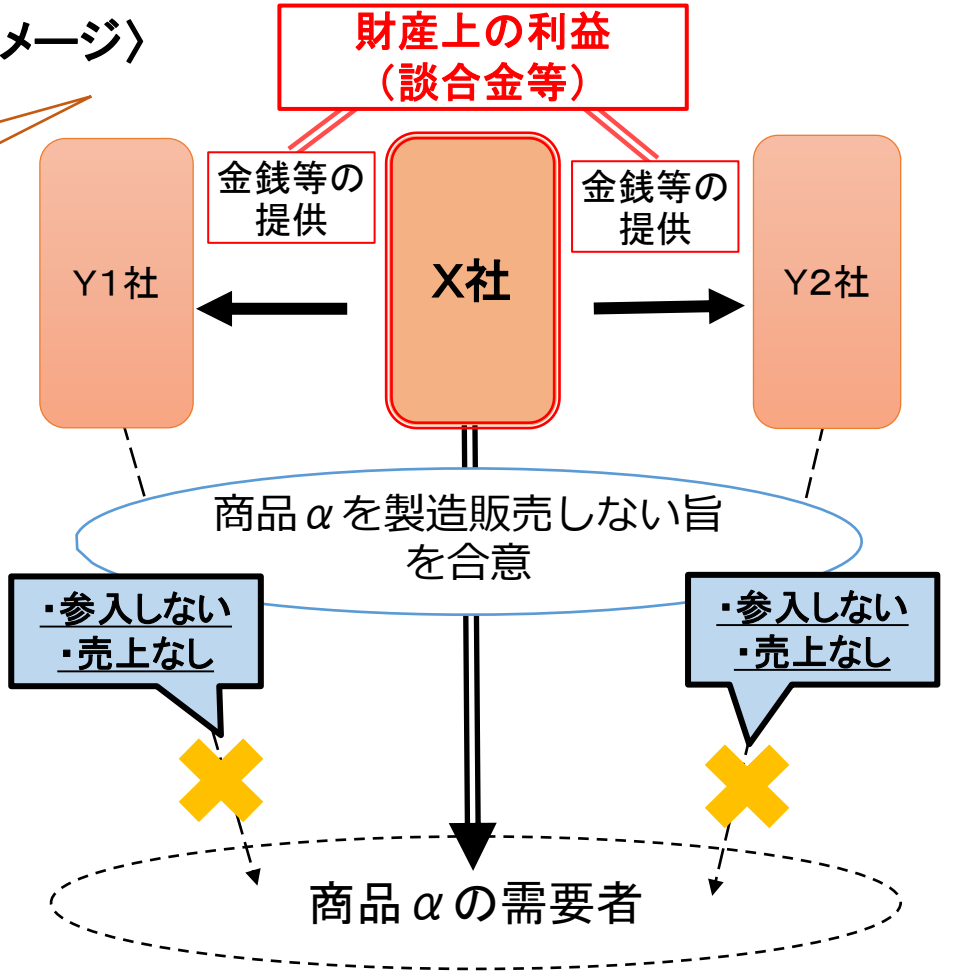

売上額以外から生じる財産上の利益（**談合金等**）も課徴金の算定基礎に加え，当該額の100%を課徴金額とする。

算定基礎の追加（まとめ）

➢ 今回の改正により，次の3つが算定基礎に追加

①違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業（完全子会社等）の売上額（購入額）
②密接関連業務の対価
③談合金等相当額

＜供給カルテルの場合のイメージ＞

※x1～x4 は対象商品の販売会社

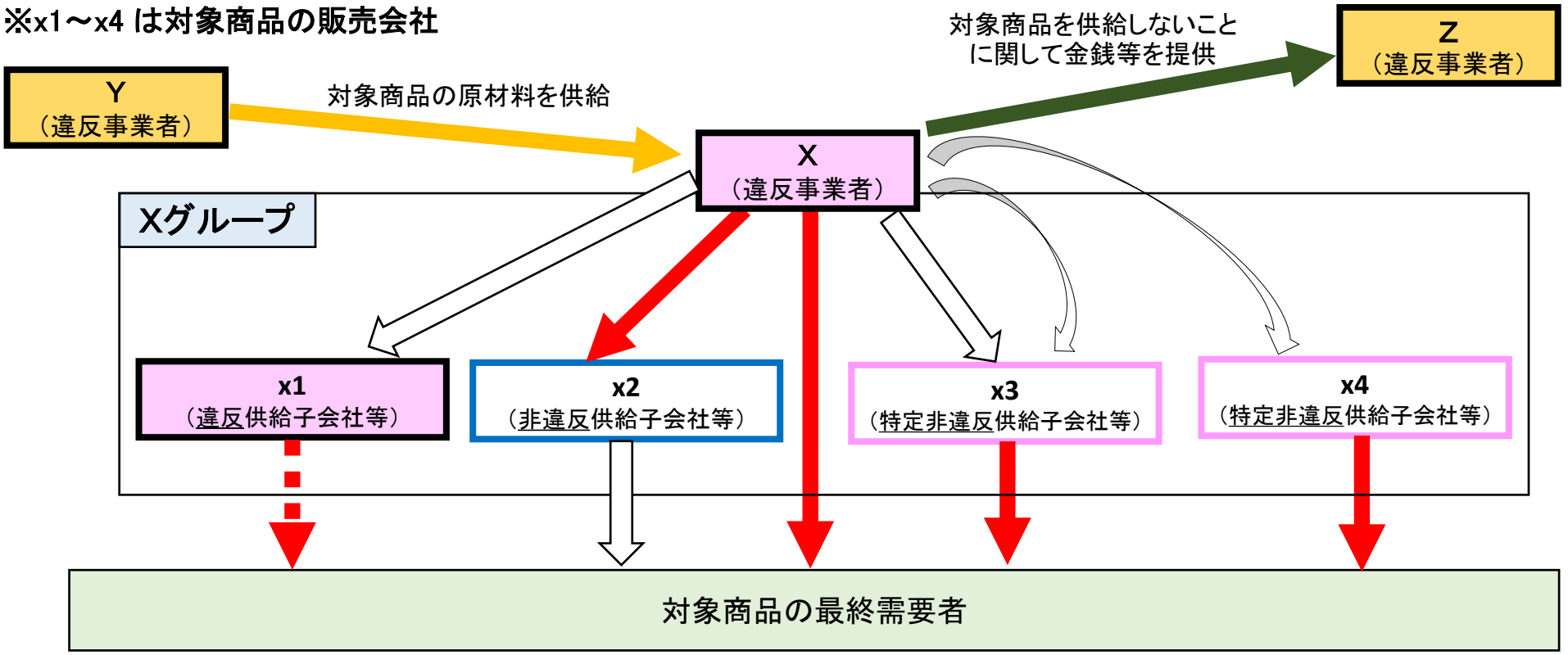

（注1）：違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引

（注2）：違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

（注3）：課徴金の算定基礎とならない取引

（注4）：対象商品の供給に係る指示又は情報

（注5）：違反事業者Yに対する課徴金の算定基礎となる取引（密接関連業務）
※Xの最終需要者に対象商品を供給しないことが条件

（注6）：違反事業者Zの課徴金の算定基礎となる金銭等（談合金等）

算定率の見直し

- **業種別算定率・早期離脱に対する軽減算定率　→　廃止**
- **中小企業算定率　→　適用範囲を実質的な中小企業に限定**

改正前

	製造業等	卸売業	小売業
基本	10%	2%	3%
中小	4%	1%	1.2%

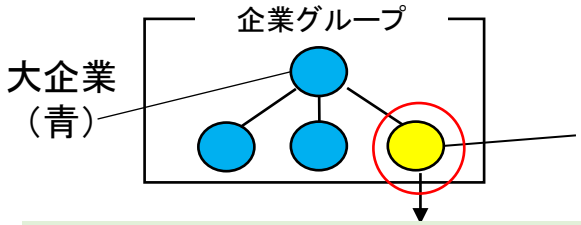

大企業グループに属する中小企業にも
中小企業算定率が適用される

違反行為を行った
中小企業（黄）

改正後

	全業種
基本	10%
中小	4%

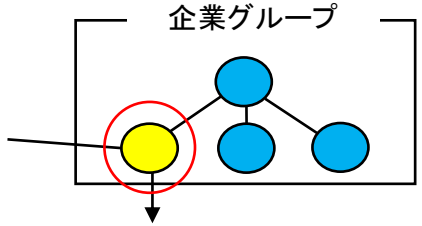

同一企業グループに大企業が1社でもいる
場合は、中小企業算定率は適用されない

業種別算定率
業種別の算定率を廃止

中小企業算定率
同一企業グループ内の全ての事業者が中小企業である場合に限定して、中小企業算定率を適用

- **繰り返し違反に対する割増算定率の適用対象を整理**
  - ○　調査開始日から遡り10年以内に完全子会社が納付命令等を受けたことがある事業者による繰り返し違反，納付命令等を受けたことがある事業者と合併した事業者又は納付命令等を受けたことがある事業者から当該納付命令等の対象事業を承継した事業者による繰り返し違反の場合も割増算定率（15%）を適用
  - ○　一回目違反行為αについての納付命令等の時点で二回目違反行為βを終了していた場合は除外
- **主導的役割に対する割増算定率の適用対象を拡大**
  - ○・違反行為等にかかる資料の隠蔽・仮装行為　又は
    ・課徴金減免制度における事実の報告・資料提出若しくは調査協力減算制度における協議の申出を行わないことを他の事業者に要求等し，違反行為を容易にすべき重要なものをした者も割増算定率（15%）を適用

４．調査協力減算制度

調査協力減算制度の概要

調査協力減算制度とは

- 申請順位に応じた減免率に，事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加する制度
- 事業者による協力の内容とそれに対応する減算率については，事業者と公正取引委員会の間で協議，合意の上で決定される

（※）令和2年12月25日以降に減免申請を行った事業者に対して同制度が適用される。

調査協力減算制度の目的

事業者が公正取引委員会の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより，**効率的かつ効果的な事件の真相解明**並びに**違反行為の排除**及び**抑止**を図る

関係法令等

- 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（規則）
- 調査協力減算制度の運用方針（運用方針）

調査協力減算制度の概要

適用される減免率

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率（課徴金減免制度）	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）	適用される減免率
			※1	
前	１位	全額免除		**全額免除**
	２位	２０％	最大４０％	最大６０％
	３～５位	１０％		最大５０％
	６位以下	５％　※２		最大４５％
後	最大３社（調査開始日前を含め最大５社まで）	１０％	最大２０％	最大３０％
	上記以下	５％　※２		最大２５％

※1　調査開始日前1位の課徴金減免申請者は，調査協力減算制度の対象とならない。

※2　課徴金減免申請者数の上限は撤廃された。

調査協力減算制度の手続

（1）手続の流れ

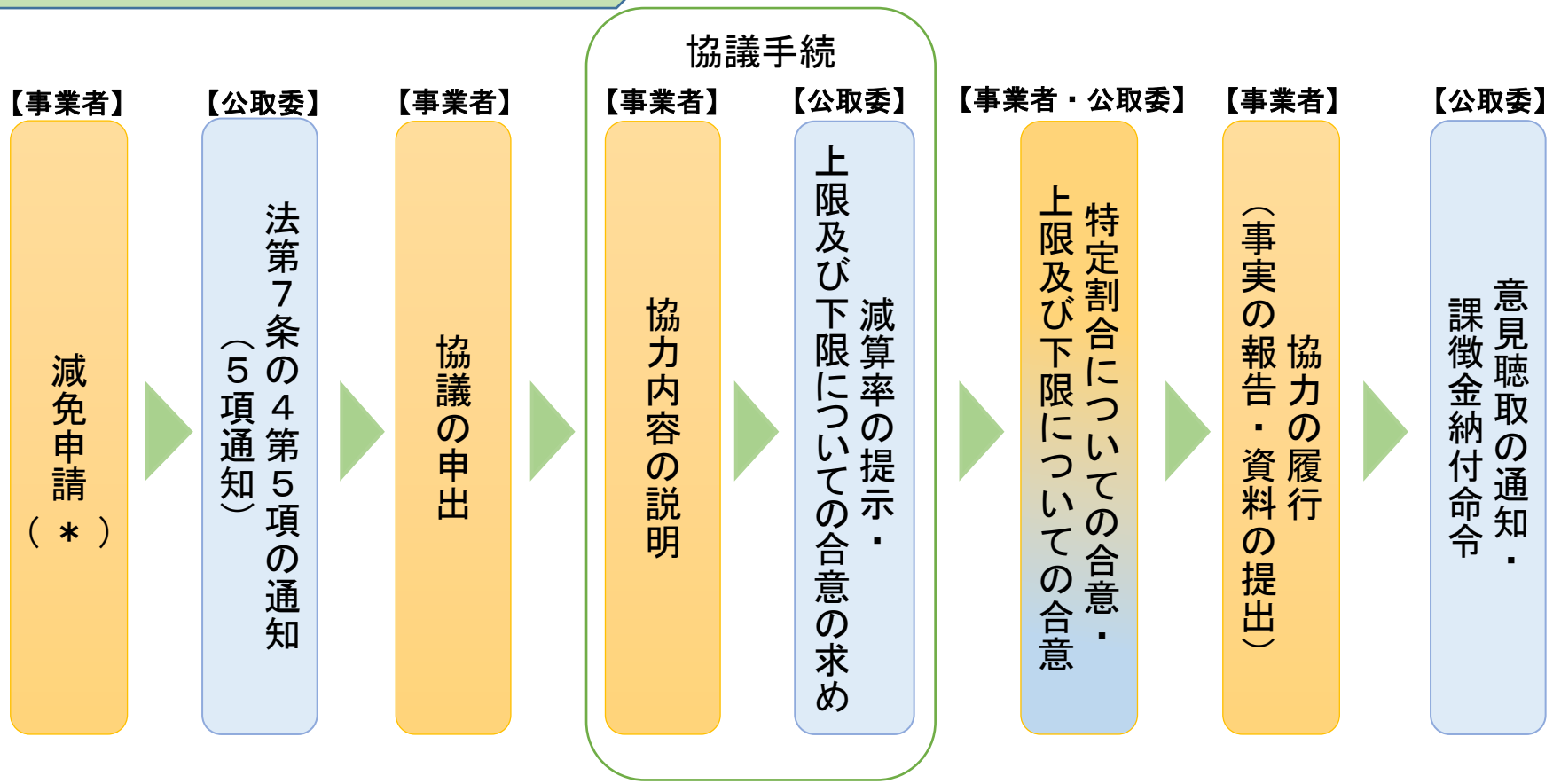

（＊）減免申請の方法をファクシミリから電子メールに変更（規則第４条及び第７条）

（詳細は後記「５．減免申請方法の変更」）

調査期間を通じて，公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

調査協力減算制度の手続

（2）協議（規則第14条・運用方針3（1）及び（2）ア）

- 事業者は，調査協力減算制度における報告等の内容について説明

  →協力の内容には，**公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じること**（法第7条の5第1項第1号ロ及びハ）を必ず盛り込まなければならない。

- 公正取引委員会は，説明を受けて減算率を提示

◆ 協議の申出ができるのは，公正取引委員会が課徴金減免申請を受けた旨の通知（5項通知）を受け取った事業者に限られる。

◆ 協議の申出の期限は，5項通知を受けた日から起算して10開庁日を経過する日まで。

調査協力減算制度の手続

（3）合意（運用方針3（2）イ）

①特定割合についての合意（法第7条の5第1項）

課徴金減免制度における報告等の内容を含め，事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して，合意において定める特定の減算率（特定割合）を適用する合意

②上限及び下限についての合意（法第7条の5第2項）

事業者が合意後に新たに把握し，公正取引委員会に報告等した事実等を評価して，合意において定める上限と下限（事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して定める割合：特定割合）の範囲内で，公正取引委員会が決定する減算率（評価後割合）を適用する合意

調査期間を通じた協力の内容が減算率に反映されることは，事業者にとっても有益と考えられることから，公正取引委員会は通常，「②上限及び下限についての合意」の求めを行うことになる。

調査協力減算制度の手続

（4）協力の履行，減算率の決定（運用方針3（3）及び（4））

- 事業者は，合意した協力内容を，合意で定めた期限までに履行
- 公正取引委員会は，事業者の報告等の内容について事件の真相の解明に資する程度を評価して，減算率を決定し，適用

減算率の決定過程

①特定割合についての合意

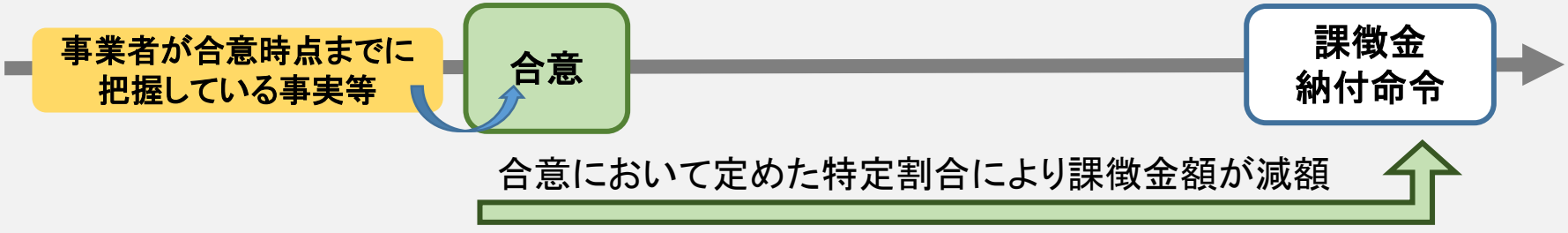

②上限及び下限についての合意

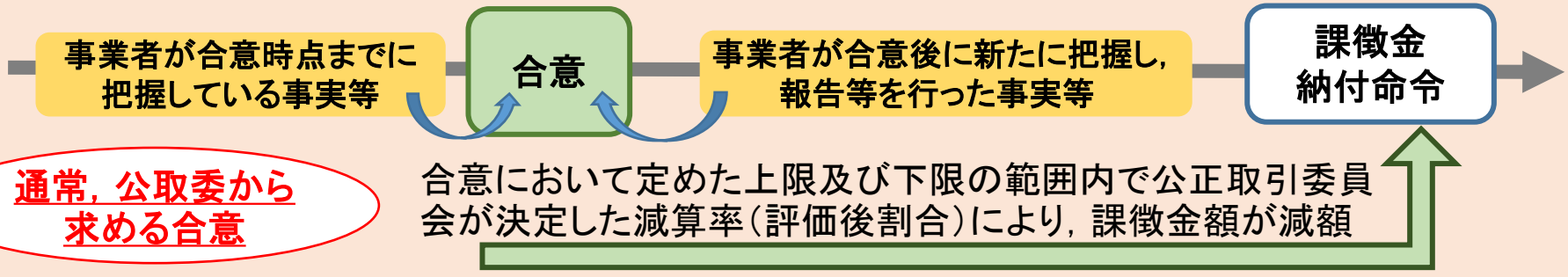

調査協力減算制度の手続

（5）評価における考慮要素（運用方針4（1））

①具体的かつ詳細であるか否か（具体的かつ詳細）

②「事件の真相の解明に資する事項」について網羅的か否か（網羅的）

③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か（裏付け）

- 特定割合及び評価後割合は，事業者が行った報告等の内容による事件の真相の解明に資する程度に応じて判断される。
- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては，事件の真相の解明の状況を踏まえつつ，事業者が行った報告等の内容が，上記①②③の各要素をそれぞれ満たしているか否かを考慮する（※）。

※ 各要素の考慮に当たっては，例えば，調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について，他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ，その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった，事件の真相解明の状況を踏まえることとなる。

調査協力減算制度の手続

（6）事件の真相の解明に資する事項（規則17条・運用方針4（2）及び別紙）

違反行為に係る事項	違反行為の対象となった商品又は役務
	違反行為の態様
	違反行為の参加者
	違反行為の時期
	違反行為の実施状況
	その他違反行為に係る事項
課徴金に係る事項	課徴金額の算定の基礎となる額
	課徴金額の算定率

- 審査官等が行う供述聴取等において，従業員等の供述によって公正取引委員会が把握した事実については，上記事項に係る事実としては評価しない。
- しかし，当該供述内容を，事業者が報告等を行った場合には，上記事項に係る事実として評価する。

調査協力減算制度の手続

（7）減算率（運用方針4（3））

- 減算率は3つの「評価における考慮要素」（①具体的かつ詳細，②網羅的，③裏付け）を満たした個数に応じた3段階（高い，中程度，低い）で定められる。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い （全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である （二つの要素を満たす）
10%	5%	低い （一つの要素を満たす）

- 上限及び下限についての合意をする場合，公正取引委員会が提示する減算率の上限は，通常，調査開始日前に課徴金減免申請をした事業者は40%，調査開始日以後に課徴金減免申請をした事業者は20%となる。

コンプライアンスの推進と留意点

コンプライアンスの推進

- 企業が独占禁止法コンプライアンスを推進することは，実効性のある調査協力につながる
- 調査協力減算制度の利用には従業員の協力が必要不可欠

社内リニエンシー制度の整備

- 社内リニエンシー制度とは，従業員が独占禁止法違反行為に関与した場合において，当該従業員が自主的に違反事実について所要の報告等を行った場合，最終的な懲戒内容の軽減について考慮する取扱いのこと
- 独占禁止法違反行為の社内における早期発見と，その後の社内調査や公正取引委員会等による調査における関係従業員の協力姿勢の確保につながる方策として導入されている
- 社内リニエンシー制度を整備するに当たっては，できる限り，①社内規定において懲戒内容の軽減を考慮する旨を明記すること，及び②社内リニエンシー制度の存在とその内容を従業員に対して明確に周知することが望ましい

内部通報制度の整備

- 内部通報制度とは，法令や社内規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付けるための窓口のこと
- 内部通報制度は，水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段であり，内部通報制度を設けるだけでなく，利用されるものとすることが必要
- 内部通報制度の存在やその意義，具体的な利用方法を従業員に対して十分に浸透させることが重要

留意点（従業員に対する取扱い）

- 調査協力減算制度が十分に機能するためには，公正取引委員会の調査に協力した従業員を，その供述内容等により，不当に不利益な取扱いをすることのないようにする必要がある

減免申請方法の変更（電子メール）

- 令和２年12月25日から，課徴金の減免申請の方法が変更され，**ファクシミリから電子メールへ**（※）

※ 同日以降，ファクシミリによる課徴金の減免申請は受け付けられなくなる

電子メールの送付先：genmen-2020●jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため，アドレス中の「@」を「●」と記載。
電子メールを送信する際には，「@」（半角）に置き換えが必要）

＜注意事項＞

メールシステムの設定等によっては，公正取引委員会に**電子メールが到達するまでに時間を要する場合又は届かない場合**がある。また，**電子メールにウイルスが含まれている場合には，公正取引委員会は当該電子メールを受信できない。**

電子メールを送信した際には，**課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせること**を推奨

５．判別手続

判別手続とは

令和元年改正独占禁止法により導入された

新たな課徴金減免制度（リニエンシー）をより機能させる

等の観点から

公正取引委員会に提出を命じられた文書等のうち、
判別手続の対象になることが確認された文書等は

独禁法違反被疑事件の調査官（審査官）が
その内容にアクセスする（見る）ことなく事業者に返却

する手続

※電子データは原則として物件と同様に取り扱う

令和2年12月25日から運用開始

判別手続とは

いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権と判別手続

- 日本では、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権を認める明文上の規定はなく、かつ、他の行政手続や司法手続も含めて実務上これが認められていない

- 判別手続は、他の行政手続や司法手続に影響を及ぼすおそれのない範囲で、可能な限り国際水準との整合性を図るよう留意して整備

→ 判別手続の対象は、**独占禁止法固有の課徴金減免対象被疑行為に係る行政調査手続に限定**

→ 公正取引委員会は、独占禁止法第７６条第１項の規則制定権を根拠とする**規則において判別手続を整備**

判別手続の流れ

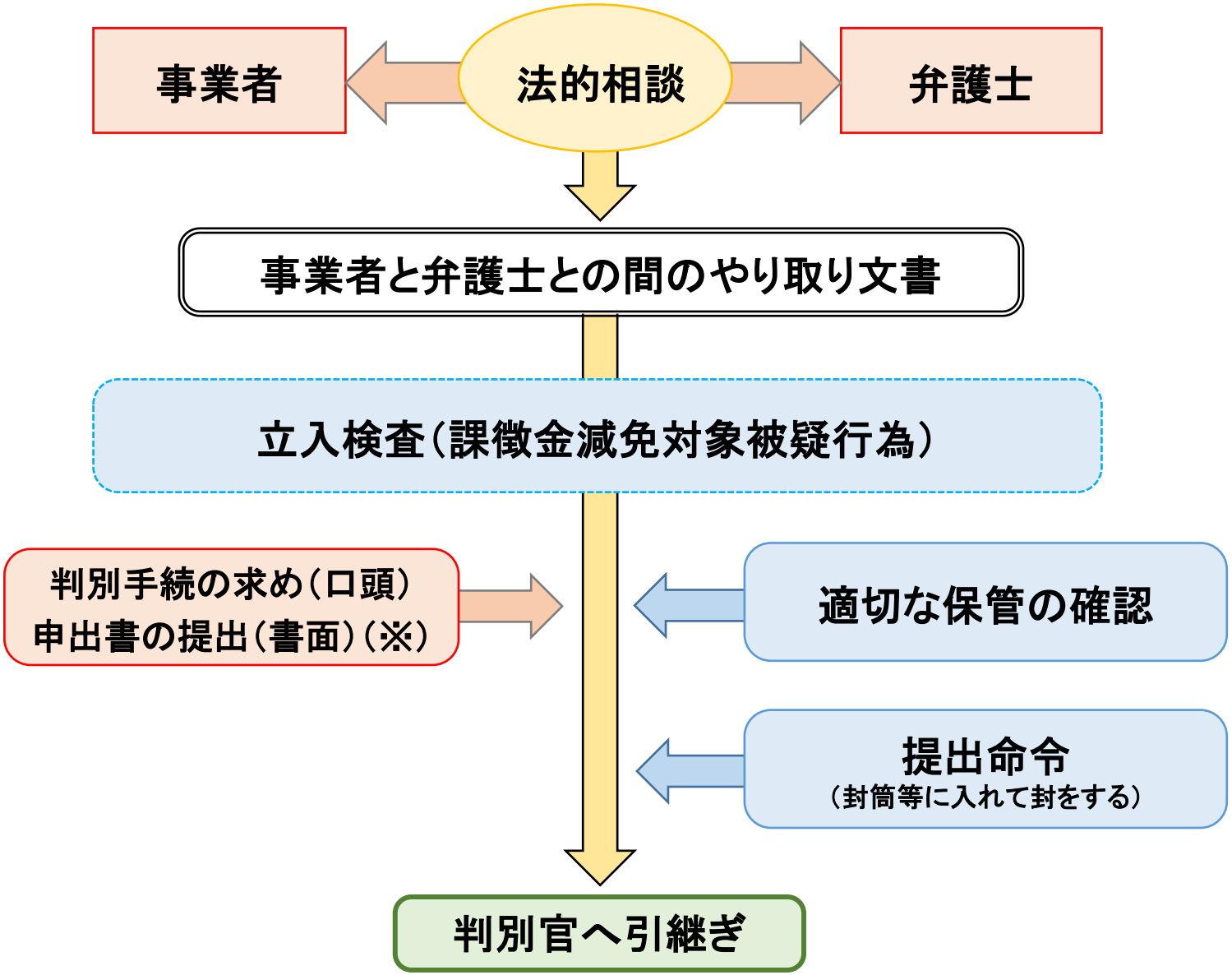
事業者
法的相談
弁護士
事業者と弁護士との間のやり取り文書
立入検査（課徴金減免対象被疑行為）
判別手続の求め（口頭）
申出書の提出（書面）（※）
適切な保管の確認
提出命令
（封筒等に入れて封をする）
判別官へ引継ぎ

判別手続の流れ

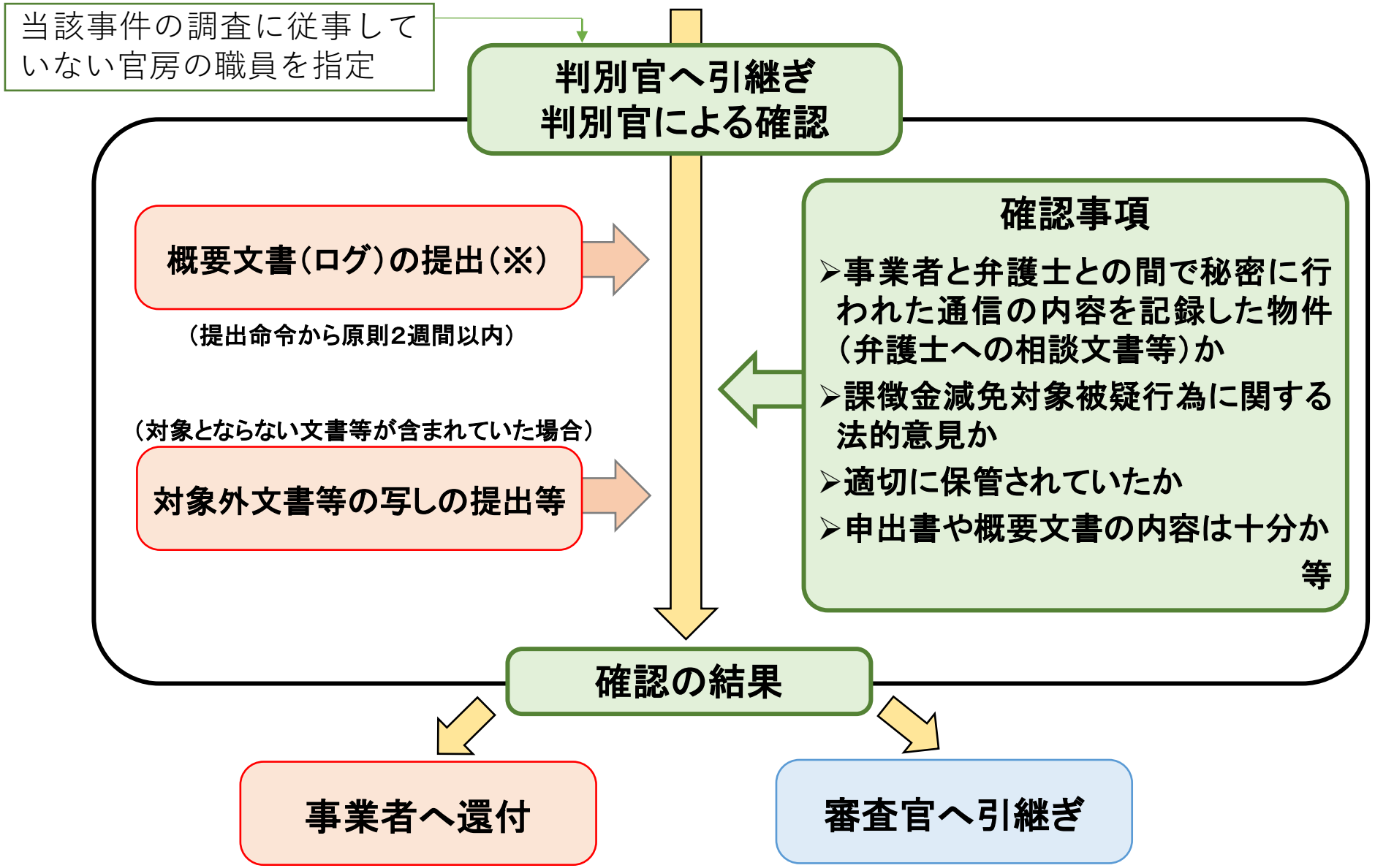

（※）申出書及び概要文書の様式は，公正取引委員会のホームページからダウンロード可能
https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/mousidesyo-gaiyoubunsyo.html

判別手続の流れ

【判別官の基本スタンス】

判別官は、**事業者と丁寧にコミュニケーション**（面談・電話等）を取りながら、物件等が判別手続による還付の要件を満たすか確認していく

【結果の伝達】

要件を満たす場合：還付する旨を事業者に通知

満たさない場合　：要件を満たさないため審査官に引き継ぐ旨及びその理由を通知

【審査官に対する還付請求】

判別官が審査官に引き継いだ物件について、事業者が還付請求（文書）

審査官が留置の必要があると判断した物件は、遅滞なく、還付の請求を却下する旨を文書により通知

※　通知において、当該却下に対し審査規則第22条第1項の規定に基づく異議の申立て又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により取消訴訟を提起することができる旨を教示

確認のポイント

確認事項（審査規則第23条の3第1項各号）

一　特定通信の内容を記録したものであること。

二　特定通信の内容の基礎となる事実その他の特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれていないこと又は当該特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれている場合に特定行為者が当該内容と同一の内容のものを委員会に提出又は報告したこと。

三　課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にすること又は検査を妨害することその他違法な行為を行うことに関する内容を記録したものでないこと。

四　特定物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信の内容を記録したものである旨が表示されていること。

五　前号に規定する表示がされていることのほか、特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して保管され、特定通信の内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持するための措置が講じられていることにより、適切に保管されていたこと。

六　概要文書の記載に誤りがないこと。

ー　特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（審査規則第23条の2第1項）

【課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見】

例：事業者の行為がカルテルかどうかについての**法的評価**や、社内調査しリニエンシー申請を行うことを勧める**法的助言**

× 社内調査等を通じて把握した、カルテル等が疑われる会合で話し合われた内容や出席者等の事実そのもの

× 他の被疑行為（独禁法の他の禁止行為や他法令に係るもの）に関する法的評価

ー　特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（審査規則第23条の2第1項）

【事業者…との間で行われた通信】

事業者が法人の場合、**事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者（相談担当者）**が通信を行うことが必要

例：法務部門の役員等

※　法務部門がない場合は、例えば、総務部門など、担当・所掌業務の実態等を踏まえ個別に判断

ー　特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（審査規則第23条の2第1項）

【弁護士…との間で行われた通信】

・弁護士法の規定による弁護士

× 外国弁護士等※は含まれない

※ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）に規定する外国弁護士及び外国法事務弁護士

・事業者から独立して法律事務を行う者

× 組織内弁護士（事業者と雇用関係にある弁護士）は該当しない

例外：✓課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機
＋
✓事業者からの文書による指示あり
＋
✓事業者の指揮命令監督下になく独立して業務遂行していること

ー　特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信の内容を記録したもの

特定通信の内容を記録した物件であり、事業者又は事業者から相談を受けた弁護士が作成・取得した文書等

例：特定行為者から弁護士への**相談文書**
弁護士から特定行為者への**回答文書**、
弁護士が行った社内調査に基づく**法的意見が記載された報告書**、
弁護士が出席する社内会議で当該弁護士との間で行われた**法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ**

形式面（事実に関する記載の有無・その分量の多少等）のみでは判断せず、全体として弁護士との相談文書・回答文書といえるかどうかによって判断

二　特定通信の内容の基礎となる事実その他の特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれていないこと…

■ 対象外文書等

✓ **一次資料**

役員等の手帳やノート、会合の内容が記載されたメモ、出張決裁文書等

✓ **事実調査資料**

課徴金減免対象被疑行為に関与したとされる役員等に対して行ったヒアリング記録、課徴金減免対象被疑行為に関する社内アンケート調査結果等

✓ **他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等**

独占禁止法以外の法令の規定又は独占禁止法の課徴金減免対象被疑行為以外の規定に関する法的意見について、特定行為者が弁護士に対して行った相談又はそれに対する当該弁護士が行った回答を記載したもの

等

確認のポイント

二　…又は当該特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれている場合に特定行為者が当該内容と同一の内容のものを委員会に提出又は報告したこと

■ 対象外文書等が含まれている場合

その写しの提出等を行うことで物件全体の還付を受けることが可能

※　当該写しは判別官から審査官に共有される

（例）相談文書にヒアリング記録が添付されていたもの
　　回答文書に他法令に関する法的意見の記載も含まれているもの

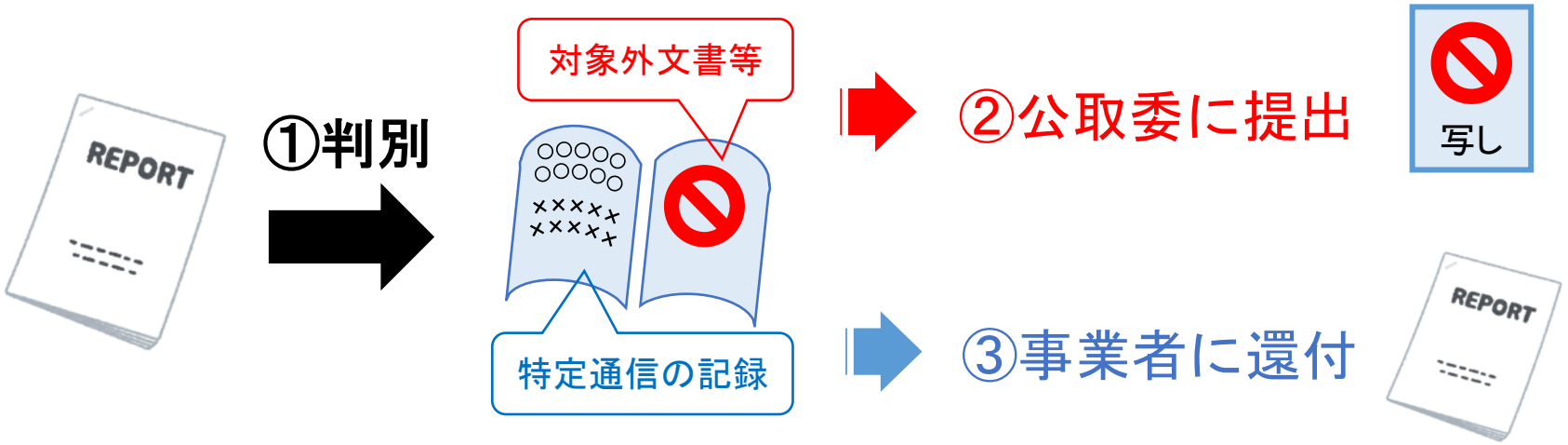

三　課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にすること又は検査を妨害することその他違法な行為を行うことに関する内容を記録したものでないこと

■ 検査妨害通信等に関するもの

例：事業者が弁護士に対して独占禁止法違反行為の隠蔽に係る助言を依頼した文書

例：公正取引委員会の調査があった場合の証拠破棄手順の計画・準備等を内容とした弁護士からの回答文書

※弁護士が「独占禁止法上問題となる可能性は低い」との法的意見を伝えたとしても、通常、そのことのみで課徴金減免対象違反行為を「行うことを容易にすること」には当たらない

確認のポイント

四　特定物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信の内容を記録したものである旨が表示されていること

■ 特定通信の内容を記録したものである旨の表示

例：「公取審査規則特定通信」
「公取審査規則第23条の2第1項該当」

※「秘匿特権」や「厳秘」など、判別手続の対象となる物件以外にも付されることが一般的な表示のみでは足りない（併記は可）

■ 表面その他の見やすい場所

例	○適切な表示	×不適切な表示
複数の文書等をまとめてファイル等に保管している場合	ファイル等の背表紙等に表示	文書等にのみ表示
電子ファイルの場合	ファイル名の一部に表示	本文にのみ表示
電子メールの場合	件名の一部に表示	本文にのみ表示

×　不適切な例

表示なし

ファイルの内側のみ表示

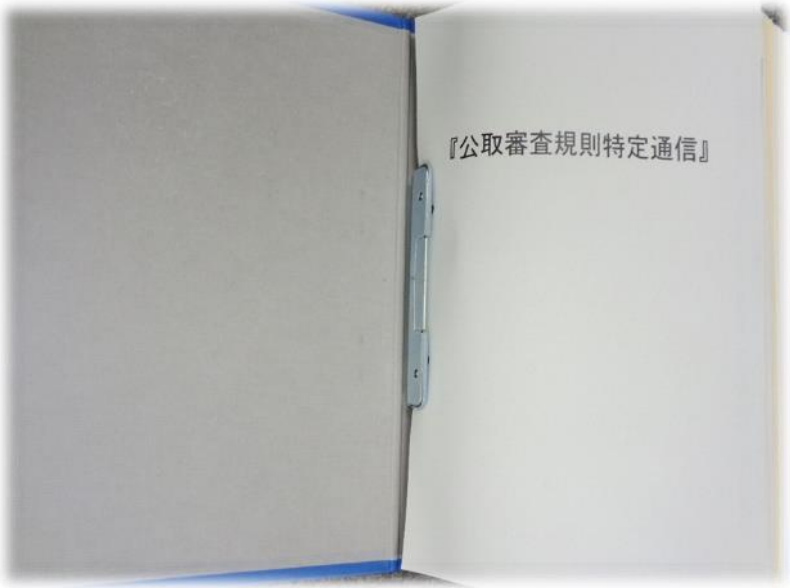

別の表示

○　適切な例

例示表示に沿った対応

併記による対応

五　…特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 特定の保管場所

事業者として管理する特定の保管場所（**弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等が管理する場所に限る**）

例	○適切な保管場所	×不適切な保管場所
物件の場合	法務部門等の書架等	違反被疑行為に関わった事業部門やその役員等が管理する場所
電子ファイルの場合	法務部門の共有フォルダ等	違反被疑行為に関わった事業部門やその役員等が管理するフォルダ等
電子メールの場合	特定のメールアカウント	通常業務を行うメールアカウント

確認のポイント

五　…特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 外形上区別

特定通信文書等とそれ以外のものを保管していた場所とが**外観上区分されていること**

例	○適切な区別
物件の場合	書架等に特定通信の内容を記録した物件以外の物件が保管されていない （同じ書架等に他の物件を保管する場合は、保管する棚〔スペース〕を分けるなどして区分）
電子ファイルの場合	特定通信の内容を記録した電子データが保存されていることを表示したフォルダに保存され、当該フォルダに特定通信の内容を記録した電子データ以外の電子データが保存されていない
電子メールの場合	特定のメールアカウントで送受信

× 不適切な例

<u>その他の物件が混ざっており、整理されていない</u>

五　…特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 特定のメールアカウント

特定のメールアカウントとは、通常業務を行うメールアカウントとは異なるアカウント、つまりは特定通信の内容を記録した電子メールの送受信にのみ使用するアカウントのこと。

相談担当者や特定事案ごとに設けたり、1つの特定のメールアカウントを複数の相談担当者等で共有したりすることも可能

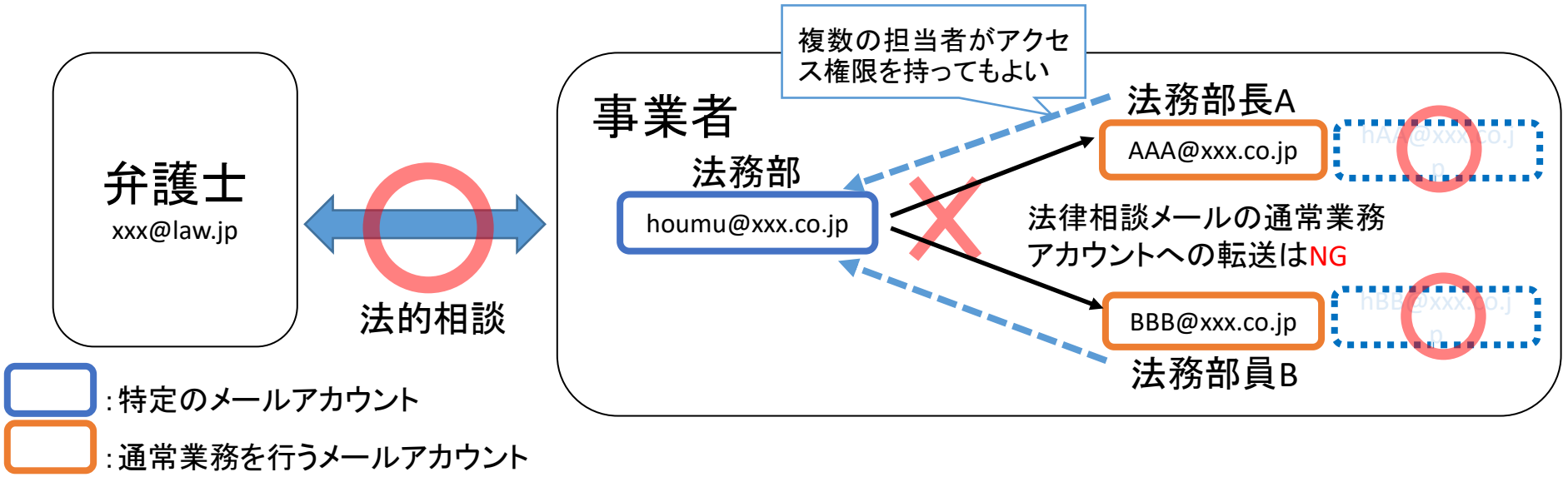

確認のポイント

五　……特定通信の内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持するための措置が講じられていることにより、適切に保管されていたこと

■ 内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持

特定データの内容を知る者の範囲がそれを**知るべき者（相談担当者等）に制限**されていたこと

例：特定通信の内容を記録した電子データの内容を知る者の範囲を法務部門の役員等に制限

【物件が他の行政機関等の調査等のために提出等されていた場合】

本取扱いの手続に影響を及ぼすものではなく、要件は欠けない

【外国弁護士等・グループ企業に共有されていた場合】

本手続の趣旨に照らした共有の必要性、秘密保持措置の状況等を踏まえ、個別に判断

【法務部門以外に共有されていた場合】

本手続の趣旨に照らした共有の必要性、共有先の担当・所掌事務の実態や対応等を踏まえ、個別に判断

企業における事前準備

判別手続において返却を受けるには、

- **①特定通信の内容を記録した物件**が
  ②適切に保管
  されていることが必要
- 提出命令の日から2週間以内に概要文書（作成日、共有者の範囲、保管場所等）を提出することが必要

→ **事前準備をしておくことが重要**（適切な保管[表示・保管場所・知るべき者の範囲]の実施状況の確認、概要文書に必要な情報の整理など）

企業における事前準備

→　事前準備を行わないまま公正取引委員会の調査が始まったときは、判別手続を利用できない（調査開始後に、事後的に表示や保管場所等を整えたとしても不可）

例：　違反被疑行為に関わった事業部門の役員等が、法務部門が管理する特定通信の内容が記録された電子データをコピーし、違反被疑行為に関わった事業部門の管理するフォルダやその役員等が管理するパソコンに保存していた

例：　相談担当者が弁護士に対して電子メールで法律相談を行った際、その通信に利用した電子メールの件名等に適切な表示をしていない、特定のメールアカウントを利用していない

特集ページ・講師派遣の御案内

改正法特集ページはこちらをクリック

講師派遣はこちらをクリック

特集ページ・講師派遣の御案内

新制度サイトマップ

初めての方は
こちら！！

新制度の概要について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

課徴金制度の改正について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

調査協力減算制度（新たな課徴金減免制度）を知りたい
動画を見たい
資料を見たい

判別手続について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

施行前から準備すべきことを知りたい
動画を見たい
資料を見たい

新制度の関係規定等を知りたい
法律　施行令
規則　ガイドライン

公表資料を見たい
関連する公表資料

新制度の内容について問い合わせたい
よくある質問はこちら
制度ごとの窓口はこちら
講師派遣の御依頼はこちら

特集ページ・講師派遣の御案内

令和元年改正独占禁止法に関する説明会・研修等への講師派遣について（御案内）

令和2年10月7日
公正取引委員会

令和元年の改正独占禁止法の施行に伴い本年12月25日から導入される新制度は，
①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減算される，
②新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば，外部の弁護士に安心して相談を行うことで，効率的に社内調査を実施することができ，新たな課徴金減免制度を活用しやすくなるなど，
新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき，改正法施行前の事前準備やコンプライアンス確保にお役立てください。

※　企業における社内研修等には，通常，講師派遣を行っておりませんので，関係事業者団体等に御相談いただくか，公正取引委員会のHPに掲載されている説明用資料や動画を御活用ください。（特集ページへのリンク）

必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpにメールでお申し込みください。

御清聴ありがとうございました。